

三原市

生活環境推進員の手引き

令和3年度

はじめに

三原市生活環境推進員の活動	1	(2) 収集されなかったごみがある場合	7
1 ごみの減量化, リサイクル	2	(3) 啓発の方法	8
(1) ごみの減量化, リサイクル奨励制度	2	(4) 地域清掃の協力	10
生ごみ減量対策協力者報償金	2	3 不法投棄, 野焼き防止等の啓発	12
資源集団回収支援制度	3	4 関係機関との連携	14
(2) 古紙などの再資源化 ~拠点回収について~	4	(1) 不法投棄をしている現場や 不法投棄物を見つけたとき	14
ストックヤード	4	(2) 道路などで動物の死骸や不法投棄を 発見したとき	14
古紙類の回収ボックス	4	5 施設の所在地・連絡先	15
店舗店頭回収	5		
2 生活環境保全, 地域環境美化の啓発	6		
(1) ごみステーションの制度	6		

はじめに

この度は、生活環境推進員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。
ます。

ごみの問題や環境美化活動など、地域を清潔で住みやすい環境に保つためには、地域と行政が連携する必要があります。

生活環境推進員は、地域と行政がスムーズに連携できるようにパイプ役をお願いしています。

この手引き書は、生活環境推進員として活動していただく上で、必要なことから簡単にまとめたものです。

これからの活動に役立てていただければ幸いです。



市民憲章

わたしたちは、海・山・空 夢ひらくまち三原をめざして、
この憲章を定めます。

- 1 豊かな自然をいかし、美しいまちにしましょう。
- 1 歴史と文化を大切にし、人をはぐくむまちにしましょう。
- 1 みんなで助け合い、人がふれあうまちにしましょう。
- 1 心もからだも健康で、明るいまちにしましょう。
- 1 楽しく働き、活力あるまちにしましょう。

三原市生活環境推進員の活動

(1) ごみの減量化, リサイクル

(例) 啓発チラシで回覧,
ポスター掲示, 町内
で研修, 資源集団回
収の奨励 等

(2) 生活環境保全, 地域環境美化の啓発

(例) ごみステーション,
地域清掃の制度を
周知 等

(3) 不法投棄や 野焼き防止等の啓発

(例) 不法投棄防止啓発
看板の手配 等

(4) 関係機関との連携

(例) 不法投棄・野焼き
を発見したら警察
や市に連絡 等

生活環境推進員は、地域の住民組織で活動するボランティアです。
活動中の事故等は、保険の補償が受けられますので、ご連絡ください。

1 ごみの減量化, リサイクル

三原市が収集したごみは、工場で再度分別してなるべくリサイクルしていますが、正しく分別されていないとリサイクルできずに燃やしたり、埋め立てすることになります。

リサイクルできないごみが増えると、処理施設の改修や修繕、埋立処分場の確保も必要になります。

家庭から出るごみの多くは、生ごみや古紙などですが、「もやすごみ」をごみステーションに出す場合は、有料のもやすごみ指定袋が必要です。ものを大切に使ったり、生ごみの水きり、古紙など資源になるものをリサイクルすることで、家計も市も負担を減らすことができます。



(1) ごみの減量化, リサイクル奨励制度

生ごみ減量対策協力者報償金

生ごみの減量を支援します。

●生ごみ処理容器コンポスト購入補助

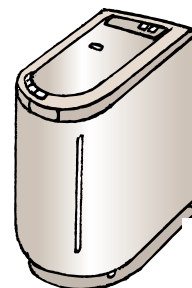
補助額: 容器1個につき, 購入価格(税込)の1/2の補助
(限度額3,000円)

条件: 市内の登録販売店で購入
1世帯2個まで

●電動式生ごみ処理機購入補助

補助額: 処理機1台につき, 購入価格(税込)の1/2の補助
(限度額20,000円)

条件: 市内の登録販売店で購入
1世帯1台まで



※補助金を差し引いた額を登録販売店でお支払いください。

申請書は, 登録販売店で記入してください。(印鑑必要)

※登録販売店は, 生活環境課ホームページをご確認ください。



▲市HPの二次元コード

問い合わせ先

生活環境課

☎0848-67-6168

資源集団回収支援制度

●古紙等資源集団回収事業奨励金

対象団体:町内会,自治会,子ども会,PTA等の団体

対象条件:①年度内3回以上の活動

②市が指定する資源回収業者に売却

対象品目:新聞,雑誌類,段ボール,雑がみ,古布,
アルミ缶

奨励金:1kgにつき7円

割増交付:年度内に3回以上実施し,かつ前年度の回収量を上回った場合,5,000円を別途交付します。

新たに集団回収を始める団体は,
環境施設課へ相談してください。



【市内資源回収業者一覧】

(次の業者以外に売却した資源は,奨励金交付対象となりません。)

業者名	所在地	電話番号
(有) 完山商店	皆実四丁目1-52	(0848) 64-4455
天満商事(有)	小坂町3759-8	(0848) 66-3714
三藤多万起商会	館町二丁目12-20	(0848) 62-3304
(有) 池本クリーナー	本郷南六丁目8-2	(0848) 86-4390
(株) みどり商会	久井町坂井原10253-6	(0847) 32-6451
(有) 山崎金属	大和町下徳良2456-3	(0847) 33-0070
丸福産業	古浜一丁目1-12	(0848) 63-4074

●古紙等保管庫設置等補助金

対象団体:古紙等資源集団回収登録団体

補助対象:古紙等を一時的に保管する保管庫の設置,修繕,改造

補助金額:補助対象経費の1/2の補助(限度額10万円)

条件:年度内1回

問い合わせ先

環境施設課

☎0848-62-4197

(2) 古紙などの再資源化 ～ 拠点回収について ～

ストックヤード

これまで清掃工場で焼却していた古紙などを、一時的に保管し、資源としてリサイクルします。焼却炉の負担も軽減します。

開場日時 月曜日～金曜日

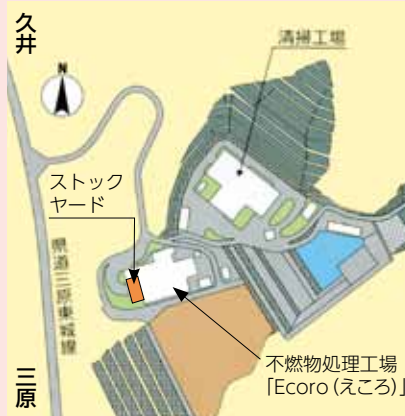
8時30分～12時・13時～16時30分





※一部祝休日・年末年始は除きます。

※開場日時は清掃工場と同じです。

詳しくは「かんきょうカレンダー」で
確認してください。

場 所 三原市環境施設課清掃工場敷地内(八坂町)



対象品目		搬入方法
紙類	①新聞(チラシ)	ひもでしばる。 
	②雑誌	
	③段ボール	折りたたんで ひもでしばる。(一辺の長さが1m以内) 
	④雑がみ	ひもでしばるか、 紙袋に入れる。 
布類	古着類 (毛布・布団・カーテンを除く)	ひもでしばるか、 中身が見える袋に入れる。 

※注意事項 ●片手で持てる量(おおむね10kg)としてください。
●汚れたもの、濡れたものは不可。

古紙類の回収ボックス

市内4か所に古紙回収ボックスを設置しています。積極的に利用してください。

対象品目 新聞・雑誌・段ボール・雑がみ

設置場所
・三原市人権文化センター(長谷)
・三原市役所本郷支所
・三原市役所久井支所
・三原市役所大和支所

開場日時 月曜日～金曜日

8時30分～17時15分

※一部祝休日、年末年始は除きます。



問い合わせ先

環境施設課

☎0848-62-4197

店舗店頭回収

次の店舗で、古紙等の店頭回収を実施しています。

回収品目や回収方法等は店舗によって異なるので、あらかじめご確認ください。

※対象品目以外のものは出せません。

	社名・店舗名	所 在	電話 (0848)	対象品目
1	イオン三原店	城町2丁目	62-8888	新聞, チラシ, 雑誌, 雑がみ, 紙パック 発泡トレイ, ペットボトル, ペットボトル キャップ, 卵パック, アルミ缶
2	(有)完山商店 古紙ひろば	皆実4丁目	64-4455	新聞, チラシ, 雑誌, 雑がみ, 本 段ボール
3	ショージ本郷店	本郷南4丁目	86-6201	新聞, チラシ, 雑誌, 本, 紙パック トレイ, 牛乳パック, ペットボトル アルミ缶, スチール缶
4	フジグラン三原店	円一町1丁目	61-0011	新聞, チラシ, 雑誌, 本, 紙箱, トレイ 牛乳パック, ペットボトル, アルミ缶 スチール缶
5	フレスタ三原店	頼兼1丁目	67-7766	新聞, チラシ, 雑誌, 本, トレイ 牛乳パック, ペットボトル, アルミ缶 スチール缶
6	マックスバリュ本郷店	下北方1丁目	85-0565	新聞, チラシ, 雑誌, 本, 発泡トレイ 牛乳パック, ペットボトル, アルミ缶 スチール缶
7	フレスタ西町店	西町1丁目	62-6205	新聞, チラシ, 雑誌, 本, 発泡トレイ 牛乳パック, ペットボトル
8	エブリイ三原店	城町2丁目	61-4080	ペットボトル, トレイ, 牛乳パック 卵パック
9	フレスタ本郷店	本郷南4丁目	86-5450	ペットボトル, トレイ, 牛乳パック アルミ缶
10	フレスタ明神店	明神2丁目	60-1001	牛乳パック, トレイ, ペットボトル アルミ缶, スチール缶

※業者及び対象品目は平成31年1月現在のものです。

★資源化できる雑がみ・できない雑がみ



- 雑がみとして資源化できる古紙の例
包装紙, 紙袋, カレンダー, 菓子の箱, ティッシュ
スーパーの箱(フィルムを取り除く),
はがき・封筒(ビニール加工・圧着・写真付き
を除く), 食品の箱, 名刺,
割り箸の袋, メモ用紙, キッチンペーパー・
トイレトペーパーの芯 など

雑がみの詳しい種類については市ホームページ「雑がみ分別ガイド」を参照してください。



- × 雑がみとして資源化できない古紙の例
レシートなどの感熱紙, タオルペーパー, 複写
伝票などのカーボン紙・ノーカーボン紙, 菓子の
包み紙, シール台紙, シュレッダー済みの
紙, アイスクリームの紙カップ, 香りが着いた
紙, セロハンが付いた封筒, 段ボールの切れ
端, 防水加工された紙(※) など
※牛乳パックは、一部スーパーで店頭回収
しています。

もやすごみへ

問い合わせ先

環境施設課

☎0848-62-4197

2 生活環境保全，地域環境美化の啓発

(1) ごみステーションの制度

三原市は、家庭から出る生活ごみを衛生的・効率的に収集するため「ごみステーション」の設置を推奨しています。

ごみステーションでの収集方法

収集日	地域，分別区分ごとに決められた曜日	
収集時間	朝7時30分から夕方3時頃まで ※時間の指定はできません。 天候，道路事情，ごみ量などにより収集時間が変わります。	
出し方	もやすごみ：指定袋または処理券	もやすごみ処理券の使用例
	 <p>指定袋3種類</p> <p>大(45ℓ) 中(30ℓ) 小(15ℓ)</p>	 <p>もやすごみ処理券</p>
	もやすごみ以外：中身の確認できる袋	

三原市廃棄物集積所設備設置等に関する補助金

ごみステーションボックスを設置・修繕等をする場合に助成があります。
事前に環境施設課（八坂町）にご相談ください。

条件	4世帯以上が利用，本体の材質，道路状況 等
補助対象	新規設置，修繕，改造費
金額	本体価格（税別）の3 / 4以内（1,000円未満切捨て）

【実績例】

○基本型Aタイプ（30世帯用）

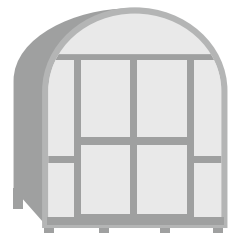
大きさ：H:1960 W:1810 D:1020

助成額：本体価格188,000円(消費税抜き) × 3 / 4 = 141,000円

○基本型Bタイプ（10世帯用）

大きさ：H:1800 W:1000 D:1000

助成額：本体価格125,300円(消費税抜き) × 3 / 4 = 93,000円



問い合わせ先

環境施設課

☎0848-63-1210

(2) 収集されなかったごみがある場合

決められたルールと違う出し方で出された場合、ステッカーを貼って収集しないことがあります。次のとおり対応をお願いします。

1 出した人が処理します。

⇒出した人が気付くように、2週間程度据え置いて様子を見てください。

2 出した人が処理しないとき、利用者以外のごみの場合

⇒不法投棄の可能性があります。警察に連絡してください。

3 ステッカーが貼っていないとき

○少量の場合 ⇒ 次回の収集日に収集します。

- ・収集が終わった後にごみを出された場合があります。
- ・カレンダーと違う日に出された場合は次回まで残します。

○大量の場合 ⇒ 環境施設課にご連絡ください。

- ・緊急的に収集時間帯が遅れ、午後に収集する場合があります。
- ・取り忘れの場合があります。
- ・鍵がかかっている、収集できなかった場合があります。

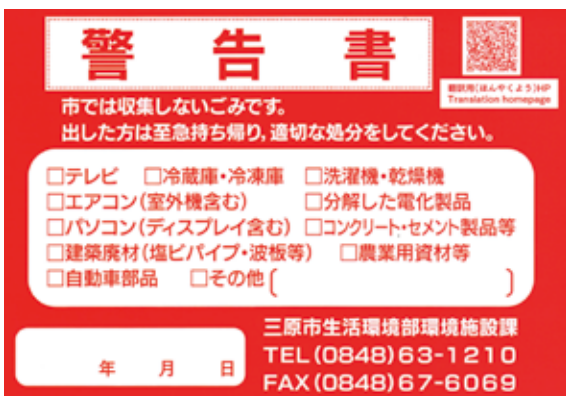


(違反指導ステッカー)

違反指導ステッカー (黄色) は、出されたごみが分別できていない時に貼ります。

理由を記入していますので、家庭ごみの分別ガイドで確認してください。

※違反指導ステッカー (黄色) が貼られた袋は、残った理由を確認し、分別しなおしてから違反指導ステッカー (黄色) に大きく×印をつけて収集日に出してください。



(警告ステッカー)

警告ステッカー (赤色) は、市が収集しないごみに貼ります。

2週間以上放置されている場合は、警察に連絡してください。

4か月以上放置されている場合は、環境施設課にご連絡ください。

問い合わせ先

環境施設課

☎0848-63-1210

(3) 啓発の方法

ごみステーションは、設置者（町内会等）の所有物です。管理や運営は、設置者が決めることとなります。

トラブルを避け気持ちよく利用するため、事前に話し合い、ルールを明記しておきましょう。



○地域のルール作り

①利用者を決める

高齢者や学生など、町内会等に参加しない人が増えています。

非加入者を受け入れるかや、受け入れる場合の当番や負担金などのルールを事前に決めておきましょう。

②利用の仕方を決める。

(例)

ごみを出す時間を決める。

当番を決めて、利用者以外が出せないようにする。

鍵を作って、利用者以外が出せないようにする。

残ったごみの処理方法。

掃除の仕方や当番の決め方。

○看板「ごみの正しい出し方」を掲示



○「管理者の名前」を掲示

(例)

このごみステーションは「〇〇町内会」が管理しています。
会員以外の利用はできません。

○チラシの配布・ポスター等の掲示

残ったごみの写真を例として使用するときは
個人情報にご注意ください！

個人が特定される方法だとトラブルになる恐れがあります。

○研修会等の開催

市の職員が出前講座を行っています。

生涯学習まちづくり出前講座の講師派遣申請書を提出ください。



○市の啓発冊子の利用

転入者には、窓口でお配りしています。

窓口は、環境施設課（八坂町），市役所1階 総合案内コーナー及び各支所です。
三原市のホームページでもご覧いただけます。

かんきょうカレンダーは、住民組織の代表者に配布用としてお渡しします。

保存版 令和2(2020)年10月実施

このガイドは家庭ごみの出し方及び分別の手引きです。
なくさないよう大切に保存してください。

捨ればごみ・分ければ資源

家庭ごみの分別ガイド

私の地域のごみ収集日

○収集日は各ご家庭で記入してください。(1ページ参照)
○ごみは収集日の朝7時30分までにしてください。

カレンダー番号	No.			
もやすごみ	11ページ	毎週	・	曜日
不燃物	12ページ	第	・	回目の 曜日
びん・飲料缶	13ページ	第	・	回目の 曜日
ペットボトル	13ページ	第	・	回目の 曜日
容器包装プラスチック	14ページ	第	・	回目の 曜日
発火性・有害ごみ	14ページ	第 5 回目		の 曜日
大型ごみ	15ページ	第 1 ~ 4 回目		の 曜日

※発火性・有害ごみの日と12月の第4・5回目の特定曜日は収集がありません。

ごみの出し方の注意 P.1~7

古紙などの資源物の回収 P.8~9

各種分別 P.10

もやすごみ P.11

不燃物 P.12

びん・飲料缶、ペットボトル P.13

容器包装プラスチック P.14

大型ごみ P.15

資源物 P.16~20

ごみの分別 P.21~30

三原市

家庭ごみの分別ガイド
(令和3年4月1日時点)

令和3年度(2021年4月~2022年3月) No.1

三原市かんきょうカレンダー

対象地域
旭町、糸崎、糸崎南、小坂町、木原、古浜、新倉、高坂町、長谷、西野、西町、西宮、沼田、宮浦、稲葉

不法投棄は重大な犯罪です
(1kg以下の軽罪もしくは、1kg以内は3ヶ月以下の懲罰)

**クリーンな生活環境を
保全しましょう。**

清潔な生活環境は健康の増進や生活の向上に不可欠な要素です。また、美しい景観の形成にもつながります。資源物の分別収集は、資源の有効利用に不可欠な取り組みです。

資源物の分別収集は、資源の有効利用に不可欠な要素です。また、美しい景観の形成にもつながります。資源物の分別収集は、資源の有効利用に不可欠な取り組みです。

※ごみは収集日の朝7時30分までにしてください。

※収集日の曜日と異なるごみを出さないでください。

※ごみステーションの多くは町内会や自治会の所有となっており、その管理は町内会・自治会で行われています。利用される場合は、地域の了承を得て、決められたルールに従ってください。

〒773-0001 三原市八幡町10227 三原市生活環境部環境施設課
TEL 0845-63-1210・FAX 0845-67-6009
Eメール 2774533 https://www.city.hirakata.jp/kankyo/23/
Eメールアドレス kankyo@city.hirakata.jp

もやすごみ

毎週火・金曜日

ペットボトル

第1・3 水曜日

不燃物

第2・4 水曜日

発火性・有害ごみ

第5 水曜日

大型ごみ
[予約制]

第1~4 水曜日

**資源物
プラスチック**

第1・3・5 木曜日

びん・飲料缶

第2・4 水曜日

※大型ごみの収集は、発火性・有害ごみの日(第5回目の水曜日)及び12月の第4・5回目の水曜日はありません。ご注意ください。

三原市かんきょうカレンダー

(4) 地域清掃の協力

道路や公園，河川などの公共用地を住民組織が清掃したときに発生したごみは，市が回収します。事前に計画をご連絡ください。

公園や土手などの草木，びん，缶，ペットボトルなどの回収

○多量のごみが出る場合

(三原地域45ℓ袋で11袋以上，本郷・久井・大和地域は21袋以上)

連絡先	環境施設課 (八坂町) 電話0848-63-1210 FAX0848-67-6069
連絡内容	<input type="checkbox"/> 住民組織名 <input type="checkbox"/> 連絡者名 <input type="checkbox"/> 連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 実施日 <input type="checkbox"/> ごみの種類 (草木，缶 等) <input type="checkbox"/> ごみの量 (45ℓで〇〇袋等) <input type="checkbox"/> 出す場所 (〇〇公園，〇〇ステーション，地図を添付 等)
回収日	月～金曜日 (目安：3日以内)
出し方	もやすごみ (弁当ガラ・ペットボトル・紙類等) ともやさないごみ (びん・金属類等) に分別する。 45ℓ以内の中身が確認できる袋に入れる。ひもで縛って束にする。

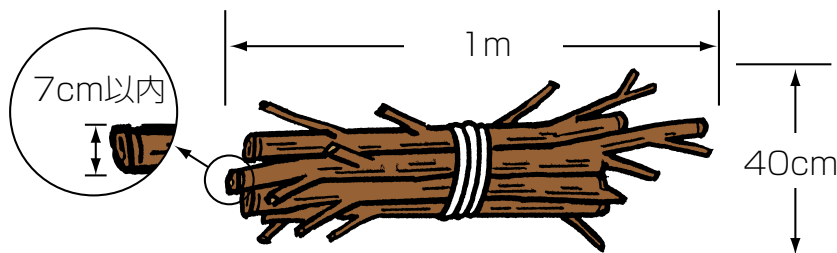
○少量のごみが出る場合

(三原地域45ℓ袋で10袋以内，本郷・久井・大和地域は20袋以内)

連絡先	不要
出す場所	地域のごみステーション
回収日	ごみステーションの収集日
出し方	もやすごみ (弁当ガラ・ペットボトル・紙類等) ともやさないごみ (びん・金属類等) に分別する。 45ℓ以内の中身が確認できる袋に入れる。ひもで縛って束にする。 地域清掃活動用ごみ処理券 (緑色) を貼る。

○枝木の出し方

1m以内に切り直径
40cm以内に束ねる。



○地域清掃活動用ごみ処理券及びごみ袋の交付について

地域清掃活動で発生した草などが少量の場合は、家庭ごみの収集と一緒にごみステーションで回収しますが、家庭ごみと区別するため、処理券（緑色）が必要になります。

交 付 数	地域清掃活動用ごみ処理券（緑色）：50枚単位，制限無し 地域清掃活動用ごみ袋（透明袋）：10枚単位，1年度100枚以内
手 続 き	交付申請書兼受領書の提出
受 付	環境施設課（八坂町）・生活環境課（本庁舎3階） 各支所の地域振興課。郵送では受付していません。
備 考	○ 余った処理券やごみ袋は，次の年に引き継いでください。 ○ 地域清掃以外の目的で使用しないでください。 例) 集会所や祭りなどのごみ，家庭の庭や畑などの草等

(地域清掃活動用ごみ処理券)



溝掃除・河川清掃で発生する土砂の回収

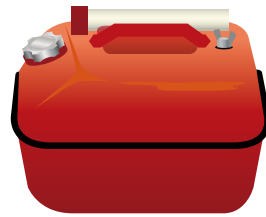
連 絡 先	土木整備課 電話0848-67-6095
連 絡 内 容	<input type="checkbox"/> 住民組織名 <input type="checkbox"/> 連絡者名 <input type="checkbox"/> 連絡先電話番号 <input type="checkbox"/> 実施日 <input type="checkbox"/> ごみの量（土のう袋で〇〇袋等） <input type="checkbox"/> 出す場所（住所または地図を添付等）
回 収 日	毎週（回収日の指定はできません。）
出 し 方	段ボールや土のう袋などに入れ，梱包した状態でお持ちください。 （土のう袋などの梱包するものは，配布をしていません。）



なるべく
草木と分別
してください。

道路や河川の清掃活動の支援制度

内 容	<input type="checkbox"/> ボランティア保険（傷害・賠償保険）への加入 <input type="checkbox"/> 草刈機の燃料（混合油）の支給（1作業10リットルまで） <input type="checkbox"/> 草刈機の替え刃の支給（年1回） <input type="checkbox"/> 乗用草刈機の貸し出し
手 続 き	作業日の 前日まで に申請書（窓口にて用意）を提出
窓 口	土木整備課 電話 0848-67-6095 各支所 地域振興課



3 不法投棄，野焼き防止等の啓発

不法投棄禁止の看板の設置

環境施設課（八坂町），各支所でお渡ししています。
 手続きは，生活環境推進員か代表者が行ってください。

不法投棄禁止

No Dumping Here! 禁止非法投弃垃圾
 불법투기 금지 É Proibido Jogar Lixo Aqui!

ごみを投棄すると処罰されます



Offenders will be **punished**.
 非法投弃垃圾将受到**处罚**。
 쓰레기를 버리면 **처벌**을 받습니다.
 Os infratores serão **punidos**.

**5年以下の懲役、もしくは
1,000万円以下の罰金**

Maximum of 5 years of imprisonment or
a fine of up to 10 million yen.
 5年以下徒刑或1,000万円以下の罰金。
 5년 이하의 징역, 혹은 1,000만원 이하의 벌금
 Penas de prisão de até 5 anos ou
multas de até 10 milhões de yenes.

**不法投棄を目撃の方は
通報してください**

Please call us if you find any illegal waste disposal.
 目击非法投弃者请举报。
 불법투기를 목격하신 분은 신고하여 주시기 바랍니다.
 Chame a policia quando encontrar despejo ilegal de lixo.

三原警察署 Tel. 0848 (67) 0110 Mihara Police Station 三原警察署 미하라 경찰서 Estação Policial de Mihara	三原市環境施設課 Tel. 0848 (63) 1210 Mihara City Environmental Facility Division 三原市環境施設課 미하라시 환경관리과 Divisão de Gerenciamento do Meio-Ambiente da Cidade de Mihara
--	--

不法投棄の発生しやすいところに設置してください。

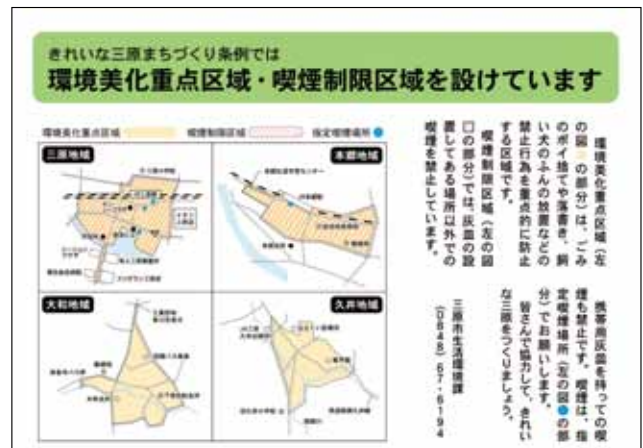
設置する場所の承諾、
 看板の設置は地域が行います。

ポイ捨て・路上喫煙禁止啓発チラシの配布

生活環境課 (0848-67-6194) でお渡ししています。



(表)



(裏)

啓発用のぼり旗

生活環境課 (0848-67-6194) が借し出ししています。

デザインは、変わることがあります。



野焼き防止用チラシの回覧

生活環境課 (0848-67-6168) が配布しています。

デザインは、変わることがあります。



畑の草などを燃やした煙が
トラブルになることがあります。
地域でルールを作りましょう。
(例)
禁止する。
燃やす日を決める。
事前に近所にお知らせする。
事前に消防署に連絡する。

4 関係機関との連携

不法投棄や野焼きなどを発見したら関係機関へ連絡してください。

(1) 不法投棄をしている現場や不法投棄物を見つけたとき

三原警察署生活安全課

☎ (0848) 67-0110

広島県東部厚生環境事務所 環境管理課

☎ (0848) 25-2011(代表)

三原市環境施設課

☎ (0848) 63-1210

(2) 道路などで動物の死骸や不法投棄を発見したとき

■国管理道路 国土交通省三原国道維持出張所 ☎ (0848) 67-1020

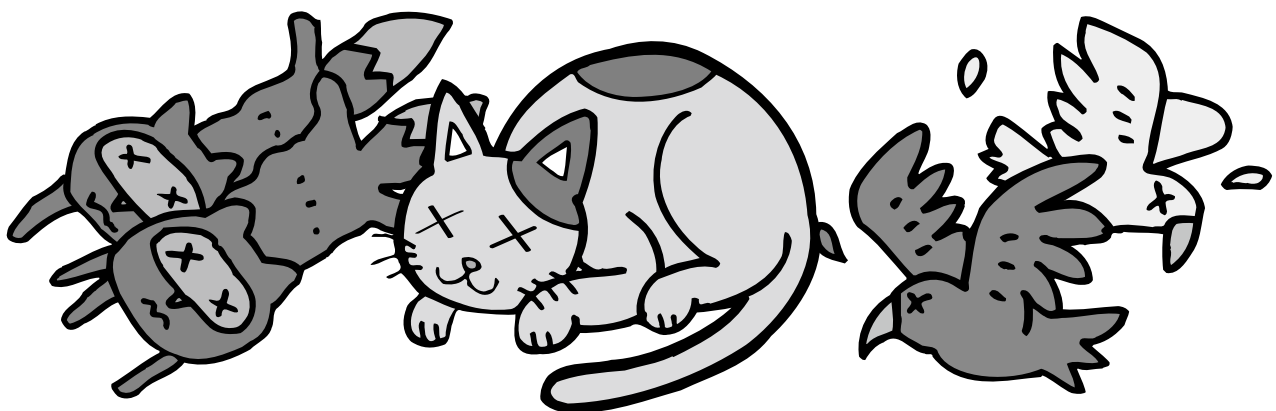
■県管理道路 広島県東部建設事務所三原支所 ☎ (0848) 64-2322(代表)

■市管理道路 三原地域 三原市土木整備課 ☎ (0848) 67-6096

本郷地域 本郷支所地域振興課 ☎ (0848) 86-1116

久井地域 久井支所地域振興課 ☎ (0847) 32-7113

大和地域 大和支所地域振興課 ☎ (0847) 33-0229



庭などでイヌやネコが死んでいた時は、ご本人(土地の所有者)が、段ボール箱などに入れて、清掃工場までお持ちください。ごみステーションでは回収できません。

5 施設の所在地・連絡先



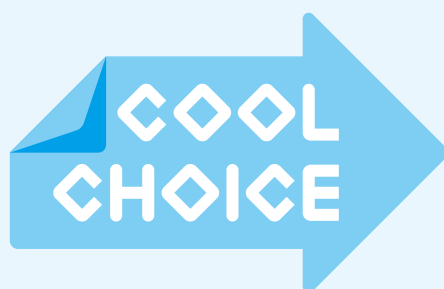
名 称	住 宅	電話番号
三 原 市 役 所	三原市港町三丁目5番1号	0848-64-2111
生 活 環 境 課	三原市港町三丁目5番1号	0848-67-6168
環 境 施 設 課	三原市八坂町10227	0848-63-1210
三原市清掃工場・ストックヤード(もやすごみ)		0848-62-4197
汚泥再生処理センター(みずき)	三原市沼田東町七宝 254	0848-62-1200
三原広域市町村圏事務組合不燃物処理工場	三原市八坂町 10227 番地	

※環境管理課事務所(宮沖五丁目)は、令和2年4月1日に八坂町に移転しました。

※不燃物処理工場(久井町坂井原)は、令和3年3月1日に八坂町に移転しました。

メモ

Dotted lines for writing.



未来のために、いま選ぼう。

COOL CHOICE とは

2015年, すべての国が参加する形で, 2020年以降の温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され, 世界共通の目標として, 世界の平均気温上昇を2℃未満にする (さらに, 1.5℃に抑える努力をする) こと, 今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

パリ協定を踏まえ, 我が国は, 2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で26%削減する目標を掲げています。

この目標達成のためには, 家庭・業務部門においては約4割という大幅削減が必要であり, 政府は, 脱炭素社会づくりに貢献する「**製品への買換え**」, 「**サービスの利用**」, 「**ライフスタイルの選択**」など地球温暖化対策に資するあらゆる「**賢い選択**」を促す国民運動「**COOL CHOICE**」を推進しています。

発行

三原市生活環境部生活環境課

TEL0848-67-6168

FAX0848-64-4103